

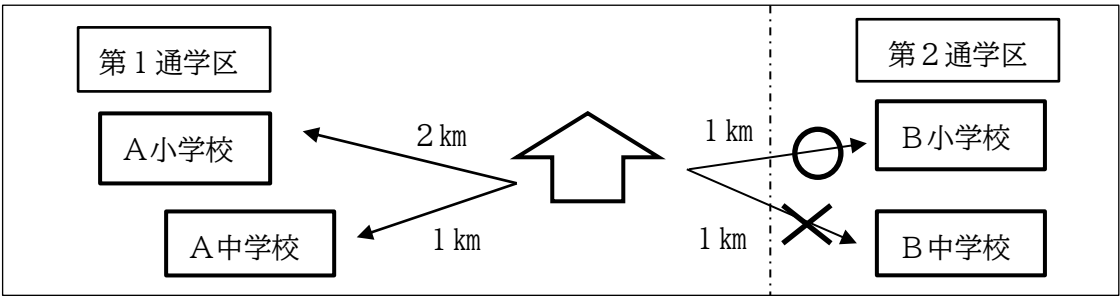
「指定校変更、区域外就学許可基準6（隣接する通学区域にある小・中学校への通学距離による指定校変更に関する要件）」について

1 基準

以下の基準に該当する場合、近い方の学校に通えるよう申請することができます。

許可基準	期間
隣接する通学区域にある小・中学校への通学距離が、指定校よりも短くなる児童生徒で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 (1) 指定校までの通学距離が、小学校は1.5キロメートル、中学校は2キロメートルを超えること (2) 受け入れる学校の施設等に支障がないと認められること	卒業までの期間

2 事例



<第1通学区 Xさん宅の例>

- 小学校は、指定校(A小学校)までの通学距離が1.5キロメートルを超え、B小学校の方が近いため、B小学校に指定校変更することが可能です。
- 中学校は、指定校(A中学校)までの通学距離が2キロメートル以下であるため、B中学校への指定校変更はできません。したがってAさんは、B小学校に就学しても、中学校はA中学校に入学することになります。

※ 小学校で指定校変更をした児童が中学校についても指定校変更を希望する場合、中学校の入学前にあらためて申請していただく必要があります。ただし、許可基準に該当しない場合は、指定校に入学することになります。小学校の指定校変更を申請される際は、十分に確認・検討をしていただきますようお願いします。

3 通学距離の計測方法

自宅から、指定校および希望校の校舎を含む敷地への入り口（学校において通学時の利用を認めているもの）の地点までの距離（道のり）をそれぞれ計測します。計測する経路は、各校で定める基幹通学路とし、自宅から基幹通学路までは、大回りをするものない合理的な最短の経路とします。

距離の計測は、学校教育課が選定した電子地図を用いて、コンピュータ上で行います。

4 その他

- (1) この制度については、数年ごとに見直しの検討を行う予定です。現時点で変更が可能な地域でも、今後の基準の見直し内容によっては、許可の対象外となる場合があります。
- (2) 受入れ側の学校の施設等の状況により、距離要件による指定校変更の受付を停止する場合があります。
- (3) 平成25年度に距離の基準の見直しを行い、平成26年度以降に許可期間が開始する方から、見直し後の基準を適用しています。上記2の現行の許可基準に該当しない場合でも、兄・姉が旧基準によって指定校変更をし、入学時に在学している場合には、同じ学校に通えるよう申請することができます。